

令和5年度

養父市公営企業審議会資料

水道料金改定（案）追加分



養父市イメージキャラクター  
やっぶー

## 料金改定（案）の概要

- 案1 必要額をすべて基本料金の増額で賄う。  
（基本料金を一律 26%増額する）  
※ 従量単価の変更（増額）がないため、多量使用者へ配慮した改定案
- 案2 基本料金と従量料金の割合を変えないよう、それぞれ割増し必要額を賄う。  
（基本料金を 12.1%、従量料金を 11.6%増額する）  
※ 均等に割増を行っていることから、平等な改定案
- 案3 25 mm口径以上は基本料金を一律 26%増額（第1案を継承）  
13 mm、20 mm口径は基本水量を 10 m<sup>3</sup>から 5 m<sup>3</sup>に変更、（基本料金は据置き）  
上記で 6 m<sup>3</sup>～10 m<sup>3</sup>間に新たに従量単価を設定する（130 円/m<sup>3</sup>）。  
上記合わせて必要額を賄う。  
※ 多量使用者へ配慮しつつ、少量使用者（1 m<sup>3</sup>～5 m<sup>3</sup>）にも配慮した改定案
- 案4 25 mm口径以上は基本料金を一律 26%増額（第1案を継承）  
13 mm、20 mm口径は基本水量を 10 m<sup>3</sup>から 8 m<sup>3</sup>に変更、  
（基本料金は 12%増額）  
180 円/m<sup>3</sup>の従量単価の範囲 11 m<sup>3</sup>～30 m<sup>3</sup>を 9 m<sup>3</sup>～30 m<sup>3</sup>に変更。  
上記合わせて必要額を賄う。  
※ 多量使用者へ配慮しつつ、一人暮らしの方にも配慮した改定案  
（一人暮らしの方の月平均の水道使用料：8 m<sup>3</sup>）
- 案5 第3案の改良案  
25 mm口径以上は基本料金を一律 26%増額  
13 mm、20 mm口径は基本水量を 10 m<sup>3</sup>から 5 m<sup>3</sup>に変更、（基本料金は 180 円増）  
上記で 6 m<sup>3</sup>～10 m<sup>3</sup>間に新たに従量単価を設定する（70 円/m<sup>3</sup>）。  
200 円/m<sup>3</sup>の従量単価の範囲を 101 m<sup>3</sup>以上から 51 m<sup>3</sup>以上に変更。  
上記合わせて必要額を賄う。  
※少量使用者および多量使用者に配慮しつつ、公平感も出した改正案
- 案6 全口径で基本料金を 490 円/月増額。  
※すべての使用者に同額の負担増を行う公平さに特化した改正案

# 料金改定案（5） 年間増額見込額 65,849,000円

表5-1 口径別水量ごと料金比較表

(単位:円) 税込

現行料金	10m³	20m³	30m³	40m³	50m³	60m³	70m³	80m³	90m³	100m³
	基本水量：10m³→5m³ 基本料金：+180円 従量料金：6m³～10m³ 70円、51m³～100m³ 200円	1,720	3,700	5,680	7,770	9,860	11,950	14,040	16,130	18,220
現行料金	2,310 590	4,290 590	6,270 590	8,360 590	10,450 590	12,650 700	14,850 810	17,050 920	19,250 1,030	21,450 1,140
基本水量：10m³→5m³ 基本料金：+180円 従量料金：6m³～10m³ 70円、51m³～100m³ 200円	2,700	4,680	6,660	8,750	10,840	12,930	15,020	17,110	19,200	21,290
現行料金	3,290 590	5,270 590	7,250 590	9,340 590	11,430 590	13,630 700	15,830 810	18,030 920	20,230 1,030	22,430 1,140
基本料金：+26%	4,360	5,350	7,330	9,370	11,460	13,550	15,640	17,730	19,820	21,910
現行料金	5,510 1,150	6,500 1,150	8,480 1,150	10,520 1,150	12,610 1,150	14,700 1,150	16,790 1,150	18,880 1,150	20,970 1,150	23,060 1,150
基本料金：+26%	10,950	10,950	12,930	14,910	17,000	19,090	21,180	23,270	25,360	27,450
現行料金	13,800 2,850	13,800 2,850	15,780 2,850	17,760 2,850	19,850 2,850	21,940 2,850	24,030 2,850	26,120 2,850	28,210 2,850	30,300 2,850
基本料金：+26%	16,430	16,430	16,430	18,410	20,390	22,480	24,570	26,660	28,750	30,840
現行料金	20,710 4,280	20,710 4,280	20,710 4,280	22,690 4,280	24,670 4,280	26,660 4,280	28,650 4,280	30,640 4,280	32,630 4,280	34,620 4,280
基本料金：+26%	36,530	36,530	36,530	36,530	36,530	38,510	40,490	42,470	44,450	46,430
現行料金	46,030 9,500	46,030 9,500	46,030 9,500	46,030 9,500	46,030 9,500	48,010 9,500	49,990 9,500	51,970 9,500	53,950 9,500	55,930 9,500
基本料金：+26%										

改定内容

メリット

メリット

- 基本使用料を引き下げることで、基本使用量外となった6～10m³までの分については従量料金の対象となり、相当の収入を見込める。
  - 全口径で基本料金を引き上げることにより安定した収入を見込める。
  - 13mm口径と20mm口径については、5m³までは値上げ幅が少なく、少量使用者に配慮している。
  - 25mm口径以上については従量料金を変更しないため、多量使用者に一定の配慮を行っている。
- デメリット**
- 13mm口径と20mm口径の使用量51m³以上の使用者については他の改定案より料金改定幅が若干増える。

改定後の算定料金  
上段：現行料金との差額（切り捨てにより実際の計算と端数の差が生じる場合があります。）

改定後  
下段：現行料金との差額（切り捨てにより実際の計算と端数の差が生じる場合があります。）

表5-2 改定後料金表

口径	基本水量	基本料金			超過料金（従量料金）		
		改定前	改定後	70円	180円	190円	
13	10→5	1,570	1,750 (+180円)	6～10	11～30	31～100 ⇒31～50	200円 101～ ⇒51～
20	10→5	2,460	2,640 (+180円)	6～10	11～30	31～100 ⇒31～50	101～ ⇒51～
25	15	3,970	5,010 (+1,040円)	-	16～35	36～100	101～
40	20	9,960	12,550 (+2,590円)	-	21～40	41～100	101～
50	30	14,940	18,830 (+3,890円)	-	31～50	51～100	101～
75	50	33,210	41,850 (+8,640円)	-	51～70	71～100	101～

料金改定案（５） 年間増額見込額 65,849,000 円

- ① 25 mm口径から 75 mm口径までについては基本料金を一律 26%値上げする。
- ② 13 mm口径と 20 mm口径の基本水量を 10 m<sup>3</sup>から 5 m<sup>3</sup>とし、6～10 m<sup>3</sup>までの従量料金として 70 円（税抜）を新設する。
- ③ 13 mm口径と 20 mm口径の基本料金を 180 円（税抜）値上げする。
- ④ 13 mm口径と 20 mm口径の 51 m<sup>3</sup>から 100 m<sup>3</sup>までの従量料金を 200 円（税抜）とする。

こちらは前回の審議会でお示しした第 3 案を修正したものです。

①ですが、25 mm口径以上は基本料金を一律 26%値上げいたします。これは、必要額を全口径の基本料金を同率で値上げした場合の率が 26%であるためその率を使用します。大口徑については基本料金を上げることで改定を行うことにより、使用量に関係なく月ごとの値上げ分が一律となるので使用量の多い事業者についても負担を抑えることができます。

②については、13 mm口径と 20 mm口径の基本水量を 10 m<sup>3</sup>から 5 m<sup>3</sup>に下げ、6 m<sup>3</sup>から 10 m<sup>3</sup>までの使用水量に新たな従量料金を設定し収入を確保します。0 m<sup>3</sup>から 5 m<sup>3</sup>までは基本水量とすることで少量使用者に一定の配慮を行います。

③については、13 mm口径と 20 mm口径の基本料金を 180 円（税抜）値上げすることにより、どの使用者にも負担増をお願いします。それにより公平性を確保します。

④については、13 mm口径と 20 mm口径の使用水量 51 m<sup>3</sup>以上の使用者については従量料金を 190 円から 200 円にすることにより使用水量に応じて値上げを行います。この対象は大部分が事業者であり、25 mm口径以上の使用者と同じく一般使用者より多めのご負担をいただきます。

# 料金改定案（6） 年間増額見込額 67,736,000円

表6-1 口径別水量ごと料金比較表

	(単位:円) 税込									
	10m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup>	30m <sup>3</sup>	40m <sup>3</sup>	50m <sup>3</sup>	60m <sup>3</sup>	70m <sup>3</sup>	80m <sup>3</sup>	90m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup>
13mm	現行料金 1,720	3,700	5,680	7,770	9,860	11,950	14,040	16,130	18,220	20,310
	基本料金: +490円 2,260 540	4,240 540	6,220 540	8,310 540	10,400 540	12,490 540	14,580 540	16,670 540	18,760 540	20,850 540
20mm	現行料金 2,700	4,680	6,660	8,750	10,840	12,930	15,020	17,110	19,200	21,290
	基本料金: +490円 3,240 540	5,220 540	7,200 540	9,290 540	11,380 540	13,470 540	15,560 540	17,650 540	19,740 540	21,830 540
25mm	現行料金 4,360	5,350	7,330	9,370	11,460	13,550	15,640	17,730	19,820	21,910
	基本料金: +490円 4,900 540	5,890 540	7,870 540	9,910 540	12,000 540	14,090 540	16,180 540	18,270 540	20,360 540	22,450 540
40mm	現行料金 10,950	10,950	12,930	14,910	17,000	19,090	21,180	23,270	25,360	27,450
	基本料金: +490円 11,490 540	11,490 540	13,470 540	15,450 540	17,540 540	19,630 540	21,720 540	23,810 540	25,900 540	27,990 540
50mm	現行料金 16,430	16,430	16,430	18,410	20,390	22,480	24,570	26,660	28,750	30,840
	基本料金: +490円 16,970 540	16,970 540	16,970 540	18,950 540	20,930 540	23,020 540	25,110 540	27,200 540	29,290 540	31,380 540
75mm	現行料金 37,070	37,070	37,070	37,070	37,070	39,050	41,030	43,120	45,210	47,300
	基本料金: +490円 37,560 540	37,560 540	37,560 540	37,560 540	37,560 540	39,540 540	41,520 540	43,610 540	45,700 540	47,790 540

改定内容

上段: 改定後の算定料金  
下段: 現行料金との差額 (切り捨てにより実際の計算と端数の差が生じる場合があります。)

※ 円単位は切り捨て

表6-2 改定後料金表

口径	基本 水量	基本料金		超過料金(従量料金)	
		改定前	改定後	180円	190円
13	10	1,570	2,060 (+490円)	(+31.2%)	11~30
20	10	2,460	2,950 (+490円)	(+19.9%)	31~100
25	15	3,970	4,460 (+490円)	(+12.3%)	11~30
40	20	9,960	10,450 (+490円)	(+4.9%)	31~100
50	30	14,940	15,430 (+490円)	(+3.2%)	16~35
75	50	33,210	33,700 (+490円)	(+1.4%)	36~100
					41~100
					51~100
					71~100

## メリット

・口径、水量関係なく同じ負担増のため公平感がある。

## デメリット

- ・件数の流動により必要額を確保できない可能性あり。
- ・使用量等による配慮を一切していないため、不満に思う使用者が発生する可能性あり。

料金改定案（６） 年間増額見込額 67,736,000 円

① 全口径の基本料金を 490 円／月（税抜）値上げする。

口径・使用水量に関係なくすべての使用者に同じ金額の負担を求める。

必要額を件数で割っておおよその金額を算出し、微調整をして 490 円を算出した。